

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石広条例第1号）の規定に基づき、本組合職員の任免、給与の状況、勤務時間、休暇などの状況及び公平委員会の業務に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表します。

平成25年12月20日

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 亀山 紘

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(平成24年度)

(1) 職員の任免

イ 採用者

(単位：人)

区 分		競争試験
一 般 行 政 職		0
消 防 職 員	消防吏員	14
	事務職員	0
計		14

ロ 退職者

(単位：人)

区 分	定 年	勸 奨	その他
一般行政職	0	1	
消 防 職	14	3	1
技能労務職	1	1	
計	15	5	1

(2) 職員数(平成24年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	57	51
監査委員の事務部局	1	1
消防職員	357	353
計	415	405

派遣4名含む

2. 職員の給与の状況(平成24年度)

(1) 人件費の状況

(単位：千円、%)

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	平成24年度の 人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度の人件費率
	6,514,877	90,086	3,175,008	48.7	49.4

(2) 給与費の状況

(単位：千円)

給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計	一人当たり 給与費
1,452,883	335,932	520,613	2,309,428	5,702

(注)職員手当には、退職手当負担金を含みません。

(3) 給与独自削減の状況(平成24年6月1日)

役職(一般行政職及び労務職)	役職(消防職)	給与独自削減割合
行政職給料表適用者で7級及び8級の職員	消防職給料表適用者で7級及び8級の職員	給料基礎額の100分の4削減
行政職給料表適用者で5級及び6級の職員 労務職給料表適用者で5級の職員	消防職給料表適用者で5級及び6級の職員	給料基礎額の100分の3削減
行政職給料表適用者で3級及び4級の職員 労務職給料表適用者で1級から4級の職員	消防職給料表適用者で3級及び4級の職員	給料基礎額の100分の2削減

(4) 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	一般行政職	消防職	技能労務職
平均給料月額	315,667円	302,532円	317,678円
平均給与月額	370,951円	394,868円	338,647円
平均年齢	43歳 1月	38歳 2月	51歳 0月

(注)平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当等を加えたものです。

(5) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：円)

区 分	石巻地区広域行政事務組合		国
	決定初任給		決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200	172,200
	短大卒	152,800	152,800
	高校卒	140,100	140,100
消防職	大学卒	197,200	197,200
	短大卒	175,400	-
	高校卒	158,100	158,100

(6) 級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

一 般 行 政 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任主事	課長補佐	課長補佐	課長
職 員 数(人)	0	5	19	4	3	8
構 成 比(%)	0.0	12.2	46.4	9.8	7.3	19.5
区 分	7級	8級				合 計
標準的な職務内容	次長	局長				
職 員 数(人)	1	1				41
構 成 比(%)	2.4	2.4				100.0

消 防 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	消防士	消防士長・副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長
職 員 数(人)	121	50	59	60	35	22
構 成 比(%)	34.3	14.2	16.7	17.0	9.9	6.2
区 分	7級	8級				合 計
標準的な職務内容	消防監	消防正監				
職 員 数(人)	5	1				353
構 成 比(%)	1.4	0.3				100.0

技 能 労 務 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な職務内容	清掃技手	清掃技手	清掃技手・業務員	清掃技手・業務員	主任清掃技手・業務員	
職 員 数(人)			1	4	6	11
構 成 比(%)			9.1	36.4	54.5	100.0

(7) 職員手当の状況（平成24年度）

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給割合（月分）		支給率計（月分）	職制上の段階及び職務の級等による加算措置
	期末手当	勤勉手当		
石巻地区広域行政事務組合	2.60	1.35	3.95	有
国 の 制 度	2.60	1.35	3.95	有

ロ 地域手当

支給対象職員	仙台市在勤職員	
支給対象職員数 （平成24年4月1日現在）	5人	（在勤2人、派遣職員3人）
支 給 率	6%（4.8%）	
国 の 制 度 と の 同 異	同	

ハ 特殊勤務手当

区 分	代表的な職種		
	行政職	労務職	消防職
給料総額に対する比率（%）	0.0	0.0	1.3
支給対象職員の比率（%） （平成24年度）	0.0	0.0	77.8
代表的な特殊勤務手当の名称	消防業務手当		

ニ 時間外勤務手当

（単位：円）

区 分	一般行政職等	消防職等
支 給 総 額	7,272,060	60,272,509
職員一人当たりの支給年額	158,088	190,736

ホ 退職手当

支 給 率	自己都合等	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%から20%加算) <input type="checkbox"/>	
一人当たり平均支給額（平成24年度）	勸奨・定年	24,664千円
	自己都合等	4,682千円

へ その他の手当

(単位：円)

区 分	支給対象職員	支給額	国	異なる内容
扶 養 手 当	配偶者	13,000	同	無
	配偶者以外の扶養親族	6,500		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000		
	満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子1人につき	5,000円加算		
住 居 手 当	借家・借間に居住し家賃を支払っている場合		同	無
	月額23,000円以下の家賃	家賃から12,000円控 除した額		
通 勤 手 当	月額23,000円を超える家賃	家賃から23,000円を 控除した額の1/2(限 度額16,000円)に 11,000円を加算した 額	同	無
	交通機関等利用者	運賃に応じ、55,000円		
	交通用具利用者			
	交通用具のみで片道2k m以上5k m未満	2,000		
	交通用具のみで片道5k m以上10k m未満	4,100		
	交通用具のみで片道10k m以上15k m未満	6,500		
	交通用具のみで片道15k m以上20k m未満	8,900		
	交通用具のみで片道20k m以上25k m未満	11,300		
	交通用具のみで片道25k m以上30k m未満	13,700		
	交通用具のみで片道30k m以上35k m未満	16,100		
	交通用具のみで片道35k m以上40k m未満	18,500		
	交通用具のみで片道40k m以上45k m未満	20,900		
	交通用具のみで片道45k m以上50k m未満	21,800		
	交通用具のみで片道50k m以上55k m未満	22,700		
交通用具のみで片道55k m以上60k m未満	23,600			
交通用具のみで片道60k m以上	24,500			

(注) 上記は平成24年4月1日現在の制度である。

ト 特別職の報酬の状況 (平成24年4月1日現在)

報酬 (年額)	理事長	189,000円	監査委員 (識見者)	87,000円
	副理事長	126,000円	監査委員 (議員選出)	22,000円
	理 事	105,000円	介護認定審査委員 合議体の長	16,000円 (1日につき)
	議 長	114,000円	その他の委員	14,000円 (1日につき)
	副議長	94,000円	情報公開・個人情報保護 審査会委員及び専門委員	9,500円 (1日につき)
	議 員	88,000円		

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成24年度)

(1) 職員の勤務時間

区 分	始 業	休憩時間	終 業
一般行政職等	8時30分	12時から12時45分まで	17時00分
消防 (毎日勤務)	8時30分	12時から13時まで	17時15分
消防 (隔日勤務)	8時30分	12時から13時まで	翌朝8時30分
		22時から22時30分まで	
		22時30分から5時まで	

(2) 有給休暇

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区 分	総使用日数	対象職員数	平均取得日数
一般行政職等	820日	52人	16.2日
消防職	3534日	337人	10.5日

(3) 特別休暇制度の状況

休 暇 の 種 類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄液の提供希望登録及び骨髄移植等	必要と認められる期間
ボランティア活動	一年において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保険指導、健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は捕食	必要と認められる期間
妊娠12週未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内（多児妊娠14週間以内）
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）	2日以内
乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
親族（二親等以内）の介護	被介護者ごとに1暦年において5日以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季における心身健康維持増進等	7月から9月の期間内において5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技大会の選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連する海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権が特に必要と認める場合	承認を得た期間

4. 職員の分限及び懲戒処分状況（平成24年度）

- (1) 分限処分者数 該当なし
- (2) 懲戒処分者数 1名（交通事故による2か月間の停職）

5. 職員のサービスの状況（平成24年度）

- (1) 職務専念義務免除の状況
- 職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。
- ア 研修を受ける場合
- イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

6. 職員の研修及び勤務成績の評価の状況（平成24年度）

(1) 研修の状況

①事務局		(単位：人)
区 分	実施区分	受講生数
一般研修	(財)東北自治研修所	3
	その他	
監督者研修	(財)東北自治研修所	8
	その他	
新人研修	(財)東北自治研修所	0
	その他	
専門研修	(財)東北自治研修所	2
	市町村職員中央研修所	
	その他	3

②消防本部 (単位：人)

区 分	実施区分	受講者数
一般研修	(財)東北自治研修所	8
	全国消防長会東北支部	0
階層別研修	宮城県消防学校	0
	宮城県消防長会	0
専門研修	総務省消防庁	0
	消防大学校	3
	宮城県消防学校	36
	全国消防長会	0
	全国消防長会東北支部	1
	(財)日本消防協会	0
	(財)宮城県消防協会	2
	(社)宮城県火薬類保安協会	5
(財)原子力安全技術センター	32	
救急救命士養成研修	(財)救急振興財団	3

(2) 勤務成績の評価の状況 未実施

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況 (平成24年度)

(1) 職員の健康診断状況 (単位：人)

区 分	受診者
定期健康診断	300
人間ドック	100
胃がん検診	131
大腸がん検診	137
乳がん検診	6
子宮がん検診	9
VDT検診	14
結核検査	299

(2) 職員の福祉の状況

加 入 団 体
宮城県市町村職員共済組合

(3) 公務災害補償基金

(単位：件)

加 入 団 体	区 分	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	一般行政職等	1件	除草作業中の負傷
	消防職	3件	救助現場での負傷等

(4) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし

(5) 公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし